

# 一般競争参加資格審査申請書提出要領

(建設コンサルタント業務等)

令和5・6年度用

随 時 受 付

日本下水道事業団

# 改版経緯

版	改版年月日	改版内容
1.0	令和4年10月3日	新規作成
2.0	令和5年1月16日	定期受付が終了したので随時受付のみに修正

# 目 次

第1.	業種区分	1
第2.	申請の時期及び場所等	1
1	定期の一般競争参加資格の申請（終了、略）	1
2	随時の一般競争参加資格の申請	1
3	申請にあたっての注意事項	1
第3.	提出書類等	2
1	提出書類の内容等	2
2	書類の記載について	5
3	書類の綴じ方	5
第4.	一般競争参加資格申請ができない者	6
第5.	一般競争参加者の資格及び審査	6
第6.	一般競争参加資格審査結果の通知	7
第7.	一般競争参加資格の有効期間	7
第8.	一般競争参加資格審査申請書提出後の変更等	7
第9.	設計共同体としての一般競争参加者の資格	8

## (様式等)

様式1-1	一般競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）	9
様式1-2		10
様式1-3		11
様式2	建設コンサルタント業務等実績調書	17
様式3-1	技術者総括表	18
様式3-2	技術者経歴書	19
様式4	営業所一覧表	20
書類番号9	納税証明書その3等	21
様式5	受付票	24
様式6	一般競争参加資格審査申請書変更届（建設コンサルタント等）	25
様式6	一般競争参加資格審査申請書変更届（建設コンサルタント等）《記載例》	26



## 第1. 業種区分

日本下水道事業団が発注する建設コンサルタント業務等の業種区分及びこれに対応する業務内容は、次に掲げるとおりとします。

なお、これ以外の業種区分については受け付けていませんので、注意して下さい。

業 種 区 分	業 務 内 容	左記の業務の申請をするために必要な登録
建設コンサルタント業務	下水道事業に係る設計、調査等	登録には「建設コンサルタント登録規程第2条の下水道部門の登録」又は「建築士法第23条の登録「建築士事務所」」のいずれかが必要です。(※)
地質調査業務	地質調査	

- (※) ① 建築の設計以外の建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の『下水道部門』の登録  
② 建築の設計に係るコンサルタント業務については、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の登録

## 第2. 申請の時期及び場所等

### 1 定期の一般競争参加資格の申請 (略)

### 2 随時の一般競争参加資格の申請

定期の申請期間以降に申請された場合には、随時の申請の扱いとなります。

なお、インターネット申請については、定期の申請に限り実施しておりますので、随時の申請には使用することができません。

- 郵送により申請する場合

令和5年1月14日(土)(消印)以降に申請する場合には、次の郵送先に送付して下さい。

東京都文京区湯島2-31-27

湯島台ビル(〒113-0034)

日本下水道事業団経営企画部会計課 宛

- ① 郵送に当たっては、申請書類郵送の封筒の表・左下には、**朱書で「令和5・6年度資格審査申請書類(コンサル)在中」**と明記し、提出書類等を書留郵便で郵送して下さい。  
② 持参による申請は受け付けませんので、注意して下さい。

### 3 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書類、添付書類に虚偽の記載(入力)をしたり、若しくは重要な事実について記載(入力)しなかった場合には、一般競争参加資格の認定が受けられません。また、認定後にその事実が発覚した場合には、認定を取り消すことがあります。
- (2) 一度申請した資格審査の書類については、一切修正することはできませんので郵送による申請の際には、十分に確認したうえで申請して下さい。
- (3) 令和5・6年度定期の一般競争参加資格審査については、インターネット申請、郵送による申請の2つの申請方法によることとしていましたが、定期受付は令和5年1月13日(金)に終了したので、今後の申請に当たっては、随時受付として郵送で受け付けます。なお、インターネット申請と重複申請のないように注意して下さい。  
万一、重複申請があった場合の審査の順位は「インターネット申請」を優先することとします。
- (4) 資格審査結果の通知は、当事業団のホームページに「有資格者公表名簿」を掲載することによ

り通知に代えることとし、認定通知書の発行は致しません。

### 第3. 提出書類等

#### 1 提出書類の内容等

(1) インターネットによる申請に必要な提出データ等 (略)

(2) 資格審査申請書(申請用データ)作成の手引きについて (略)

(3) 郵送による申請に必要な提出書類等

郵送により申請する場合における提出書類は次表のとおりです。詳細については、各提出書類の記載要領等に従い作成し、1部提出して下さい。

書類 番号	提出書類等	区分
1	一般競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)	様式1-1 様式1-2 様式1-3
2	建設コンサルタント業務等実績調書	様式2
3	技術者総括表	様式3-1
4	技術者経歴書	様式3-2
5	営業所一覧表	様式4
6	申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれの写し	_____
7	営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し	_____
8	審査基準日(申請しようとする日の直前の営業年度の終了日) 直前1年の各事業(営業)年度における次の財務諸表 ・ 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等 変動計算書及び個人別注記表 ・ 個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書(青色申告者につ いては、確定申告書に添付した青色申告書の資産負債額調をもっ て貸借対照表に替えることができます。)	_____
9	納税証明書その3等の写し	添付書類
10	受付票	様式5

1 1	受付票返信用封筒（8 4 円切手を貼付）	封筒
1 2	委任状（正）（代理人による申請の場合）	任意様式

① 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって書類番号 2、書類番号 6 及び書類番号 8 の書類に替えることができます。

(A) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）第 2 条に規定する登録簿に下水道部門の登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第 7 条に規定する建設コンサルタント現況報告書の写し

(B) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 8 号）第 2 条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第 7 条に規定する地質調査業者現況報告書の写し

② 書類番号 5 営業所一覧表様式 4 については、申請日現在のものを提出して下さい。

③ 登録証明書及び登記事項証明等又はこれらの写しについてはそれぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものを提出して下さい。

④ 書類番号 9 **納税証明書その 3 等の写し**

(A) 添付書類として納税証明書その 3 等の写しのいずれか一枚を提出して下さい。

なお、提出されていない場合には、資格審査申請書を受け付けることができませんので、注意して下さい。

(B) 提出する**納税証明書**の区分

(ア) 国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3）

個人の場合——申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

法人の場合——法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

(イ) 国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 2）

個人の場合の申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

(ウ) 国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 3）

法人の場合の法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

※ **できる限り(イ)又は(ウ)の証明書を提出して下さい。**

※ (ア) の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができませんので注意して下さい。

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(C) 納税証明書その 3 等については、税務署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものを提出して下さい。

※ **納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うこ**

とができます。

[https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

- ⑤ 書類番号 1 1 受付票返信用封筒（8 4 円切手を貼付）  
郵送により申請を行う申請者で、書類番号 1 1 受付票（様式 5）の返送を希望する場合には当該書類が入る定型サイズの封筒に申請者の住所等の必要事項を記載した「受付票返信用封筒（8 4 円切手を貼付）」を提出して下さい。  
なお、封筒の提出がない場合には、書類番号 1 1 受付票（様式 5）を必要としないものとして処理を行います。

- ⑥ 書類番号 1 2 委任状（正）（代理人による申請の場合）

(ア) 申請書への押印 **不要です**

(イ) 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出して下さい。

**【委任状の条件】**

- ① 委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ③ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。
- ⑤ 委任状への押印は、委任者、受任者とも不要です。

(ウ) その他

申請の代行も可能です。この場合には、申請書様式 1 - 1 の 1 7 番に記入せず、様式 1 - 1 の余白に代行した者の所属・氏名、連絡先を記入して下さい。（申請代理人欄への記名押印、委任状の提出はいずれも不要です。）



(委任状の例) ※令和3年4月1日より委任状への押印を不要としています。

委 任 状	
受 任 者 住 所 登 録 番 号 氏 名	押印は不 要です
私は上記の者を代理人と定め、日本下水道事業団の一般競争参加資格 審査の申請について次の権限を委任します。	
委任事項 1. 申請書類の作成 1. 申請代理 1. 記載事項の訂正	
令和 年 月 日	
委 任 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名	押印は不 要です

## 2 書類の記載について

- (1) 各提出書類の記載要領及び記載上の注意点等に従って作成して下さい。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語等
  - ① 提出する書類等については、日本語で作成して下さい。
  - ② 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国通貨換算率により換算して得た邦貨額を記載して下さい。
- (3) 記載に当たっては、ペン、ボールペン又はゴム印を用いて、明瞭に記載して下さい。

## 3 書類の綴じ方

- (1) 書類番号順に揃えて紐で綴るか、全体をひとまとめにクリップ留めして下さい（\***ホッチキスは使用しないで下さい。**）。ただし、書類番号10から12までは、これらをひとまとめにクリップ等で留めて下さい。

#### 第4. 一般競争参加資格申請ができない者

次の要件に該当する者は、一般競争参加資格審査申請書を提出することができません。

《欠格事項》

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 3 一般競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 4 建築の設計に係る建設コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録を受けていない者
- 5 建築の設計以外の建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の下水道部門の登録を受けていない者
- 6 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- 7 設計共同体で、その構成員に1から6に該当する者を含むもの。
- 8 次の（1）から（6）までのいずれかに該当すると認められる、日本下水道事業団が一般競争に参加させないこととされている者
  - (1) 契約の履行に当たり故意に粗雑な建設コンサルタント業務等をしたとき。
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - (4) 発注者が行う検査又は監督を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - (6) 前（1）から（5）により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 第5. 一般競争参加者の資格及び審査

定期の申請及び随時の申請がされると、第4. 競争に参加することができない者以外の者については、1から4までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（当該申請に係る競争に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争参加資格があると認定します。

- 1 申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
- 2 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- 3 審査基準日における業種区分ごとに以下の表に定める有資格者の数  
(業種区分ごとの有資格者の数で点数対象となる資格)

業種区分	有 資 格 者 の 数	
建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者	建築士法による2級建築士の免許を受けた者（1級建築士の免許を受けた者を除く。）

	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

（注）申請者が、外国業者（効力を有する政府調達に関する協定を適用している国等）で、その技術者が有する外国の資格を審査対象として申請する場合には、別途、国土交通省の認定を受ける必要があります。

#### 4 審査基準日までの営業年数

### 第6．一般競争参加資格審査結果の通知

一般競争参加資格審査結果の通知は、当事業団のホームページに「有資格者公表用名簿」を掲載することにより代えることとし、認定通知書の発行は致しません。

### 第7．一般競争参加資格の有効期間

一般競争参加資格認定の日から令和7年3月31日までとします。

### 第8．一般競争参加資格審査申請書提出後の変更等

一般競争参加資格審査申請書提出後に次の場合に該当するときは、速やかに次表の提出書類等を日本下水道事業団経営企画部会計課まで郵送して提出して下さい。

- 1 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者が次に該当した場合
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 法人が合併により消滅したとき。
  - (3) 法人が破産により解散したとき。
  - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
  - (5) 廃業したとき。
  - (6) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- 2 有資格業者が次の事項を変更した場合
  - (1) 本社(本店)住所
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 法人である場合において代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
  - (4) 電話番号（FAX番号を含む。）
  - (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（FAX番号を含む。）並びに営業所の新設又は廃止

変 更 事 項		書 類 番 号
(1) 本社(本店)住所		1 3 ・ 1 4
(2) 商号又は名称		1 3 ・ 1 4
(3) 代表者の氏名	法人である場合	1 3 ・ 1 4
	個人である場合	1 3 ・ 1 5
(4) 電話番号（FAX番号を含む。）		1 3
(5) 営業所の名称、住所及び電話番号		1 3 ・ 1 6

書類 番号	提 出 書 類 等	区 分
1 3	一般競争参加資格審査申請書変更届（建設コンサルタント業務等）	様式6
1 4	「登記事項証明書の写し」	—
1 5	「住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し」	—
1 6	許可・登録等の状況にかかる変更の場合 「許可・登録等の証明書の写し」	—

## 第9．設計共同体としての一般競争参加者の資格

設計共同体としての一般競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、設計共同体が参加できる建設コンサルタント業務等ごとに別に公示しますので、それによって下さい。

※ 1: 新規 01 2: 更新	※ 02 受付番号	※ 03 業 者 コ ー ド	※ 申請者 04 の規模	05 適格組 合証明	平成・令和 第 年 月 日 号
---------------------	-----------	----------------	-----------------	---------------	--------------------

## 一般競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)

令和5・6年度において、**日本下水道事業団**で行われる建設コンサルタント業務・地質調査業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

**日本下水道事業団 理事長 殿**

06 本社(店)郵便番号  -  07 法人番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ

代表者氏名

11 担当者氏名

フリガナ

12 本社(店)電話番号  13 担当者電話番号

(内線番号 )

14 本社(店)FAX番号  ※15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人 申請代理人郵便番号  申請代理人電話番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
建築士事務所	号	年 月 日	建設コンサルタント	号	年 月 日	地質調査業者	号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正  年  月  日  
 昭和 平成  
 令和

20 みなし大企業

- 下記のいずれかに該当する  該当しない
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

注) 会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請 いずれの場合も、**申請書に押印は不要です。**



※ 受付番号

※ 業者コード

※23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
び河川、砂防及 海岸・海洋	空港 港湾 及び	電力 土木	道路	鉄道	工上 業水 用水道 及び 水道	下 水道	農 業 土 木	森 林 土 木	水 産 土 木	廃 棄 物	造 園	び都 市計 画及 地方 計画	地 質	基 礎	土 質 及 び コン クリ ート	鋼 構 造 物 及 び	ト ン ネ ル	設 備 及 び 積 算	施 工 計 画、 施 工	建 設 環 境	機 械	電 気 電 子	土 地 調 査	土 地 評 価	物 件	機 械 工 作 物	特 殊 補 償 ・ 営 業 補 償	事 業 損 失	補 償 関 連	総 合 補 償

24 自己資本額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)
	① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち払込資本金) 株 主 資 本	
	② 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	③ 新 株 予 約 権	
	④ 株 式 引 受 権	
	⑤ 計 (P)	

25 損益計算書	税引前当期利益(千円) (S)	
26 貸借対照表	① 流動資産(千円) (m)	
	② 流動負債(千円) (n)	
	③ 固定資産(千円) (Q)	
	④ 総資本額(千円) (R)	

27 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)	. (%)
	② 流動比率 (m/n×100)	. (%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	. (%)

28 外資状況	1 外国籍会社 [国名: ]	3 日本国籍会社 [国名: ]
	2 日本国籍会社 [国名: ] (外資比率: %)	[国名: ] (外資比率: %)

29 営業年数等	① 創 業	年 月 日
	② 休 業 期 間 又 は 転 ( 廃 ) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	④ 営 業 年 数	年

30 常勤職員の数 (人)	① 技 術 職 員	② 事 務 職 員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等

※ ⑤は④の内数

一般競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

[様式1-1、1-2及び1-3]

この申請書は、本店（本社）で作成して提出して下さい。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。なお、「※」の欄及び「斜線」部分には何も記載しないで下さい。

様式1-1

- (1) 「01 新規・更新」、「02 受付番号」、「03 業者コード」、「04 申請者の規模」、「15 電子入札用ICカードの登録番号」の各欄は、一切記載する必要はありません。
- (2) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年 法律第97号) 第2条第1項第4号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載して下さい。  
※ 「06 本社（店）郵便番号」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載して下さい。
- (3) 「07 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載して下さい。
- (4) 「06 本社（店）郵便番号」欄には、本社（店）所在地の郵便番号を記載して下さい。
- (5) フリガナの欄は、カタカナで記載して下さい。
- (6) 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載して下さい。なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名を表わす文字については、フリガナは記載しないで下さい。

ブンキョウクユシマ

東京都文京区湯島2-31-27

- (7) 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いて下さい。  
なお、「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは記載しないで下さい。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合	経常建設共 同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団 法人	一般社団 法人	公益財団 法人	公益社団 法人	特例財団 法人	特例社団 法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

ゲスイドウセツケイ

(株)下水道設計

- (8) 「10 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載して下さい。  
なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。



・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長 ・代表社員  
・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員 ・管財人 ・会長  
・その他

「10 代表者氏名」欄及び「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけて下さい。

なお、「11 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入して下さい。

(例)

ゲスイ タロウ

下水 太郎

(9) 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)欄及び「14本社(店)FAX番号」の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は用いないで下さい。

(例)

03-6361-7804

(10) 「16 メールアドレス」欄には、当方からの業務上の連絡に対応でき得る（方の）アドレスを記載して下さい。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載して下さい。

(例)

jswa-o\_k@2-co.jp

※ メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「-」、「\_」、「.」等は明確に記載してください。  
て下さい。

(11) 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用して下さい。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。

(12) 「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載して下さい。

なお、記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

(ア) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。

(イ) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による下水道部門の登録を受けている場合。

(ウ) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。

(エ) その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

(13) 「19 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載して下さい。

(14) 「20 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れて下さい。

様式 1 - 2

(15) 「21 建設工事コンサルタント業務等実績高」の各欄については、次により記載して下さい。

(ア) 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の「建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」の各業種のうち、希望する業種についてのみ記載して下さい。

(イ) 「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を2で除して得た数値であり、千円未満は四捨五入して下さい。）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載して下さい。

(ウ) 各々の金額については、消費税を含まない額とします。

また、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載して下さい。

(例)直前2か年間の年間平均実績高

「建設コンサルタント業務」及び「地質調査業務」の2業種を希望する場合

「建設コンサルタント業務」

5,554,500円

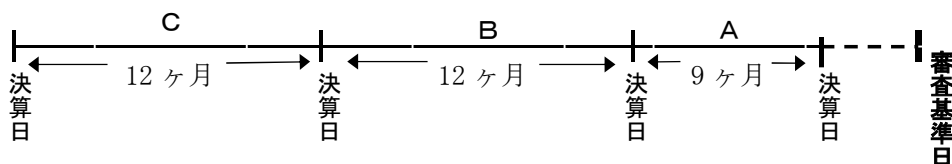
「地質調査業務」

28,200,000円

① 競争参加資格 希望業種区分	④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高
建設コンサルタント業務	5 5 5 5
地質調査業務	2 8 2 0 0
その他	0

(エ) 直前2ヶ年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定して下さい。

(例1) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合 . . .



直前2年の各営業年度の合計月数 . . . . . ( A + B = 21か月 )

不足月数 . . . . . 24 - 21 = 3か月

A + B + ( C × 3 / 12 )

計算式 \_\_\_\_\_ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合・・・

計算式 各営業年度の実績高の合計額 × 1 / 2 = 直前2か年間の年間平均実績高

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合・・・

移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めて下さい。

(オ) 「⑤ 申請を希望する部局」の欄には、何も記載しないで下さい。

(16) 「22 有資格者数」欄については、該当する資格等について審査基準日(申請しようとする日の直前の営業年度の終了日)における該当職員数を記載(各欄の数字は右詰めとします)して下さい。

なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上して下さい。

ただし、1人で同一種類である「1・2級」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上して下さい。

※ 登録しようとする業種区分に応じて総合点数の審査対象となる資格は、第5.3(有資格者数の数で点数対象となる資格)の表のとおりです。総合点数の審査対象となる資格に該当するかどうかについては、選択科目等の制限があります

なお、建設コンサルタント業務及び地質調査業務における以下の資格については、以下のとおり記載して下さい。

※ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。

「30 常勤職員の数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載して下さい。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがありますので、注意して下さい。

(ア) 建設コンサルタント

技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者は「技術士(水道部門・下水道)」欄に記載して下さい。

建築士法(昭和25年法律第20号)による1級建築士及び2級建築士は、それぞれ「1級建築士」、「2級建築士」の欄に記載して下さい。

(イ) 地質調査業務

技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者は「技術士(建設部門・土質及び基礎)」の欄に記載して下さい。

技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者は「技術士(応用理学部門・地質)」の欄に記載して下さい。

社団法人 全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者は「地質調査技士」の欄に記載して下さい。

### 様式1-3

※ 「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」から「27 経営比率」までの各欄のうち、「斜線」部分には一切記載する必要はありません。

(17) 「24自己資本額」の各欄については、次により記載して下さい。

(ア) 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株式資本」欄の合計欄の上段( )内に株主資本の

うち外国資本の額を内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

- (イ) 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計額を記載する。
- (ウ) 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。  
※ 個人にあっては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。
- (エ) 「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。
- (18) 「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。
- (19) 「26 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。
- (20) 「27 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」、「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載して下さい。
- (21) 「28 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載して下さい。  
なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (22) 「29 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）を記載して下さい。  
また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。
- (23) 「30 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、審査基準日（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日）において常時雇用している従業員のうち専ら建設コンサルタント業務及び地質調査業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載して下さい。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。  
なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意して下さい。  
※ 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。「22 有資格者数」欄も同様ですが、あくまで自社の職員数のみを記載して下さい。申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがありますので、注意して下さい。



※受付番号

※業者コード

## 技 術 者 総 括 表

職 種	資 格 等	人 数
土 木	技術士(上下水道部門・下水道)	
	技術士(建設部門・土質及び基礎)	
	技術士(応用理学部門・地質)	
	地質調査技士	
	上記の資格を保有しない土木技術者	
	土木技術者数の合計	
建 築	技術士(上下水道部門・下水道)	
	1級建築士	
	2級建築士	
	上記の資格を保有しない建築技術者	
	建築技術者数の合計	
機 械	技術士(上下水道部門・下水道)	
	上記の資格を保有しない機械技術者	
	機械技術者数の合計	
電 気	技術士(上下水道部門・下水道)	
	上記の資格を保有しない電気技術者	
	電気技術者数の合計	
水質その他	技術士(上下水道部門・下水道)	
	上記の資格を保有しない水質その他の技術者	
	水質その他技術者数の合計	

記載要領

- 1 複数の職種を担当している場合又は複数の資格を有する場合でも希望職種区分毎に、以下の要領により、重複記載を行わないこと。
- 2 職種の区分は、原則として最終学校の専攻学科によるものとする。
- 3 複数の職種に関係する専攻学科の場合は、現在の担当職種に相応する職種とする。
- 4 技術者総括表中に記載されている資格を同一人で複数有する場合
  - ①「建設コンサルタント業務」を希望する場合は、技術士(上下水道部門・下水道)又は1級建築士を優先的に記載すること。
  - ②「地質調査業務」を希望する場合は、技術士(建設部門・土質及び基礎)又は技術士(応用理学部門・地質)を優先的に記載すること。

- 注
- ① 技術士(上下水道部門・下水道)とは、技術士法(昭和58年法律20号)による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者を指す。
  - ② 技術士(建設部門・土質及び基礎)とは、技術士法(昭和58年法律20号)による第2次試のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者を指す。
  - ③ 技術士(応用理学部門・地質)とは、技術士法(昭和58年法律20号)による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者を指す。







国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）… 個人、法人兼用  
（未納の税額のないことの証明用）

- ※ 個人の場合…「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」
  - ※ 法人の場合…「法人税」、「消費税及び地方消費税」
- で未納の税額がないことの証明を所管税務署において受けて下さい。

納 税 証 明 書  
（その3・未納税額の無い証明用）

住所（所在地）  
氏名（名称）

〇〇〇税について未納の税額はありません。

△△△税について未納の税額はありません。

対象となる税目が不足なく記載されている必要があります。不足している場合は、不受理となりますので、ご注意ください。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

**国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）… 個人の場合**  
**（「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）**

納 税 証 明 書

（その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」  
について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）  
氏名（名称）

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）… 法人の場合  
（「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

<p>納 税 証 明 書 （その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 について未納税額の無い証明用）</p>
住所（所在地） 氏名（名称） 代表者
<p>1 法人税について未納の税額はありません。</p> <p>2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。</p> <p style="text-align: center;">以 下 余 白</p>
第 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。 令和 年 月 日
税務署長 財務事務官
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。

[https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

# 受 付 票

受付番号

※

## 殿

令和5・6年度 競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)については、本日受付しました。

令和 年 月 日

受付印

日本下水道事業団

経営企画部 会計課

注) ※印のところに商号又は名称を記載してください。

一般競争参加資格審査申請書変更届(建設コンサルタント業務等)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

登録業種区分  
 資格認定公表年月日 令和 年 月 日  
 業 者 番 号 第 号  
 法 人 番 号  
 住 所 〒

商号又は名称  
 代表者氏名

下表のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、**申請書に押印は不要です。**

**記載例**

一般競争参加資格審査申請書変更届(建設コンサルタント業務等)

令和 年 月 日 変更届の提出日

日本下水道事業団 理事長 殿

有資格者名簿に記載される「業種区分」 登録業種区分

有資格者名簿アイウエオ順に記載される「認定日」と「業者コード」(5桁まで) 資格認定公表年月日 令和 年 月 日

国稅庁から通知された13桁の法人番号 業 者 番 号 第 号

法 人 番 号

住 所 〒

商号又は名称  
代表者氏名

押印不要

下表のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・代表者名変更  ・本社住所変更	○○ ○○  〒113-0034 東京都文京区湯島○—○○—○○	×× ××  〒113-0034 東京都文京区湯島×—××—××	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">変更年月日</div>

2 変更事項に係る添付書類名

受付印が必要な場合は、変更届の写しと返信用封筒(切手添付)を同封してください。切手の添付がない封筒では、返送できません。

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 会社の代表取締役等での申請、代理申請、代行申請いずれ場合も、申請書に押印は不要です。

**代表者氏名の変更、本社住所の変更の場合は、商業登記簿の謄本(又は抄本)の写しの添付が必要です。変更事項により、添付書類が異なります。添付書類が不要な場合もあります。日本下水道事業団HPを参照してください。**